

着ぐるみセippiの貸出に関する要綱

令和7年9月5日

(趣旨)

第1条 この要綱は、摂津市のマスコットキャラクターセippiの着ぐるみ(以下「着ぐるみセippi」という。)の貸出に関し、必要な事項を定める。

(貸出の申請)

第2条 着ぐるみセippiの貸出を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該貸出を受けようとする期間(以下「貸出期間」という。)の初日の3か月前の日から貸出期間の初日の前7日までに、着ぐるみセippi貸出申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(貸出の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、着ぐるみセippi貸出承認通知書(様式第2号)により当該申請者に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみセippi貸出不承認通知書(様式第3号)により当該申請者に通知する。

- (1) 不当な利益を得るために利用され、又は利用されるおそれがある場合
- (2) 市及びセippiの信用、品位及びイメージを損ない、又は損なうおそれがある場合
- (3) 法令に違反し、又は違反するおそれがある場合
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (5) 特定の政治、思想、宗教等の支援、支持、推薦、公認、賛同、助長、承認、批判等を行い、又は行うおそれがある場合
- (6) 特定の個人、団体等のシンボルとして使用され、又は使用されるおそれがある場合
- (7) 着ぐるみセippiが破損し、又は滅失するおそれがある場合
- (8) 申請された貸出期間が既に貸出を承認した他の行事等の貸出期間と重複する場合
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、承認することが不適当と認められる場合

3 前2項の規定は、申請者が課及び室の場合には、通用しない。

(使用上の遵守事項)

第4条 着ぐるみセippiを使用する者(以下「使用者」)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること。
- (2) 市及びセippiのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 着用時は、発言をしないこと。
- (4) 貸出を受けた着ぐるみセippiを譲渡し、又は転貸しないこと。

- (5) 貸出を受けた着ぐるみセippiを常に良好な状態で管理すること。
- (6) 火気及び危険物の周辺で使用しないこと。
- (7) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (8) 不完全に着用し、又は装着した状態で使用しないこと。
- (9) 着ぐるみセippiの使用に当たっては、丁寧に扱うこととし、使用中に破損、汚損等を発見したときは、速やかに広報課へ連絡すること。
- (10) 着ぐるみセippiの使用後は、消臭スプレーを噴霧して陰干し等により乾燥させること。
- (11) 市のイメージキャラクターとして紹介すること。
- (12) 実施事業を市が主催、共催又は後援をするものではない場合は、当該事業を市が主催、共催又は後援をするものであると誤認される表現及び表示をしないこと。

(使用料)

第5条 使用料については、無料とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として貸出から返却までを含め5日以内とする。

2 使用者は、着ぐるみセippiの使用後は、速やかに広報課の定める場所へ返却しなければならない。

(承認内容の変更)

第7条 第3条第1項の規定により承認の通知を受けた者は、当該承認の内容について変更しようとするときは、直ちに広報課に連絡し、必要な措置を講じなければならない。

(使用状況の報告等)

第8条 使用者は、貸出期間を終了した時は、終了した日の1か月後の日までに使用状況について、着ぐるみセippi使用実績報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 使用者は、着ぐるみセippiを使用した際の写真、画像等を広報、宣伝等に活用しようとする場合は、広報課へその見本を提出するものとする。この場合においては、第4条第2号に掲げる事項を遵守しなければならない。

3 広報課長は、着ぐるみセippiを使用した際の写真、画像等の活用が前項後段に違反していると認められる場合は、その活用を差し止めることができる。

(原状回復)

第9条 使用者は、着ぐるみセippiを破損し、又は汚損した場合は、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(承認の取消し)

第10条 市長は、使用者がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、当該承認を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、着ぐるみセippi貸出承認取消通知書（様式第4号）により当該使用者に通知する。
- 3 第1項の規定により承認を取り消した場合において使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

（使用者の責任）

第11条 セppiの使用により、使用者に生じた被害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広報課長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

着ぐるみセッピイ貸出申請書

広報課長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

次のイベントにおいて着ぐるみセッピイの使用を希望しますので、貸出を申請いたします。

貸出希望期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
使用日時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
使用場所	
イベント名	
目 的	
来場者数	予定人数 () 人
担 当 者	氏名 連絡先
備 考	

※着ぐるみセッピイは、要綱に基づき使用してください。

様式第2号

着ぐるみセッピイ貸出承認通知書

撰 市 広 第 号
年 月 日

様

撰津市長



年 月 日付けで申請のあった着ぐるみセッピイ貸出申請について、着ぐるみセッピイの貸出に関する要綱第3条第1項の規定により、次のとおり承認しましたので通知します。

貸 出 期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
使 用 場 所	
イ ベ ン ト 名	
備 考	

※着ぐるみセッピイは、要綱に基づき使用してください。

様式第 3 号

着ぐるみセippi貸出使用不承認通知書

撰 市 広 第 号
年 月 日

様

撰津市長



年 月 日付けで申請のあった着ぐるみセippi貸出申請について、着ぐるみセippi
の貸出に関する要綱第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり不承認としましたので通知します。

不承認の理由	
--------	--

様式第 4 号

着ぐるみセッピィ貸出承認取消通知書

撰 市 広 第 号
年 月 日

様

撰津市長



年 月 日付撰 市 広 第 号で承認したことについて、着ぐるみセッピィの貸出に関する要綱第 1 0 条第 1 項に該当すると判断したため、次のとおり承認を取り消しましたので通知します。

貸 出 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使 用 場 所	
イ ベ ン ト 名	
承認取消しの理由	

様式第 5 号

年 月 日

着ぐるみセッピィ使用実績報告書

広報課長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代 表 者 氏 名

年 月 日付撰 市 広 第 号で承認を受けて実施したイベント等について、終了しましたので報告します。

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用場所	
イベント名	
来場者数	() 人
イベント等の成果	
返却時の確認事項 ※ ☒ 内にチェックを入れてください。	☐ 着ぐるみの汚損や部品の紛失等はありませんでした。 (破損や汚損又は部品の紛失等があった場合は必ず報告をお願いします。) ☐ 使用后、半日以上風通しを行い返却しました。 (使用日と返却日の関係等で風通しをする時間がない場合は、行わなくても構いません)
備 考	

【注 意】

・使用状況の分かる写真を 2 ～ 3 枚添付してください。

※ワードやエクセル等に写真データを貼付したものでも可能とします。